

公共空間利活用等における代表的事例について (食品関係営業許可)

令和3年12月9日
国土交通省 都市局 まちづくり推進課

【要望事項解消事例】屋外における定期的な飲食店営業

- ❑ 仙台市において、メインストリートである定禅寺通、勾当台公園、肴町公園等において、日常的な賑わいを創出した。
- ❑ 食品衛生法に基づく営業許可が必要であるが、仙台市では、仮設店舗については、1年間あたりの営業の回数と日数に制限があることから、定期的な営業を行うことが困難である。

○令和3年6月の法改正前のお困り事項

条例等により、仮設店舗の1年あたりの営業回数が規定されており、定期的な実施が困難。

■仮設店舗による飲食店営業許可の概要（仙台市）

- ・仮設店舗、不特定多数の方を対象に、反復継続して食品提供するためには、食品衛生法に定める営業許可が必要。
- ・仙台市では運用により、仮設店舗の条件を3回/年、1回あたりの最大許可日数14日以内として取扱われている。

◆仮設店舗に対する許可回数について

（仙台市仮設飲食店等事務取扱要領）

- ・第2 この要領において「季節的又は臨時的」とは、花見、海水浴場等の季節的に開催されるもの又は朝市、祭礼、市民まつり、催事等の臨時的に開催されるもの（年間を通して同一場所で反復継続して営業するものを除く。）をいう

「季節的に開催されるもの」は年3回として制限

◆仮設店舗に対する1回あたりの許可日数について

- ・仙台市では、食品衛生法の施行に関する条例に基づき、「店舗」とは14日を超える営業を行うものとしており、仮設店舗でも、1回あたりの日数が14日を超える場合は、店舗として固定店舗の基準（区画された調理場等）を満たすよう求められている。

■実施したい取組のイメージ



※仙台市提供

○解消事項

今回の法改正に伴い仙台市仮設飲食店等事務取扱要領が見直され、

①臨時営業（5日未満）：半年間許可

②仮設営業（5日以上）：5年間許可

に分かれ、明確化されたことにより、

これまでの年3回という日数縛りも解消された。

- 毎月第2土曜日に定期的で開催される丹波ハピネスマーケットにおいて、お好み焼き、団子、カフェ、手作り雑貨などが出店。来場者数は毎回2千人以上で、その半数以上は市外からの訪問者。
- 定期開催により、既存店舗や新たな事業を実施したい人がつながり、チャレンジすることで、地域経済に新陳代謝とイノベーションを、暮らす人々に「地域を楽しむきっかけ」をもたらすことを目指している。

■丹波ハピネスマーケットの概要

- ・平成24年（2012年）9月より、毎月第2土曜日に丹波市柏原町にある柏原八幡宮周辺（市有地）にて開催。
- ・丹波の農産物などを活かした手づくりの食や、ものづくり人が手掛ける雑貨を中心に約50店舗が出店。
- ・出店者が露店形態による営業許可を得てテントブースにおいて、又は自動車営業許可を得てキッチンカーにおいて、飲食提供。
- ・主催者は、丹波THM実行委員会（事務局：株式会社ご近所）

■露店形態による飲食店営業許可の概要（兵庫県）

- ・露店形態で、不特定多数の方を対象に、反復継続して食品提供するためには、食品衛生法に定める営業許可が必要。

根拠	食品衛生法、兵庫県食品衛生法基準条例
許可期間	5年間以上
営業範囲	県内一円（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市除く）
提供可能な食品	たこ焼き、焼きそば、コーヒー、タイ焼きなど
施設基準	ほこり等の落下侵入を防止できる構造（三方囲いのテント等） など



↑ 丹波ハピネスマーケット全景
※丹波市提供



屋外テントでの食品提供（調理過程）→
※丹波市提供

- 名古屋市の金山総合駅南口にあるアクセスの良い駅前広場（道路）において、3つの運営団体が毎月第1土日、第2・第4土日、第3土日と分かれてイベントを開催。
- 会話のある対面販売方式での買い物支援活動への一助により、地域の活性化に寄与し賑わいを創出している。

■金山にぎわいマルシェの概要

- ・主催は金山商店街振興組合で、「食と音楽と交流」をテーマに毎月第2・第4土日を中心に開催。
- ・平均30店舗の雑貨系の物販エリアと飲食エリア、音楽ステージを設置。
- ・飲食店の出店者は、露店形態等の営業許可を得て、飲食を提供。さらに、季節ごとの企画として、飲食可能な休憩スペースを設置し、夏は「いきなり！ビアガーデン」、冬は「いきなり！鍋テラス」も実施。

■露店形態等による飲食店営業許可の概要 (名古屋市)

根拠	食品衛生法、愛知県食品衛生条例など
提供可能な食品	たこ焼き、おでん、甘酒、クレープなど
施設基準	耐水性テント（4方囲い）、手洗い設備、冷蔵・冷凍設備 など

- ・食品衛生法に定める営業許可の取得や営業の届出が必要。（R3.6の改正食品衛生法施行に伴い、営業許可・届出の制度が一部変更となっています。取り扱うことができる品目や必要な手続きは、保健センターにご相談ください。）



↑
マルシェ全体
※名古屋市提供



飲食店舗 →
※名古屋市提供

- 豊島区において、区やエリマネが設置するファニチャー（屋外客席）を、沿道店舗に管理させたい。
- 食品衛生法施行条例等に基づいて、屋外客席に関する要綱が定められており、屋外客席は店舗に隣接して設置することが必要であることから、店舗に隣接しない屋外客席には店舗からサーブできない。

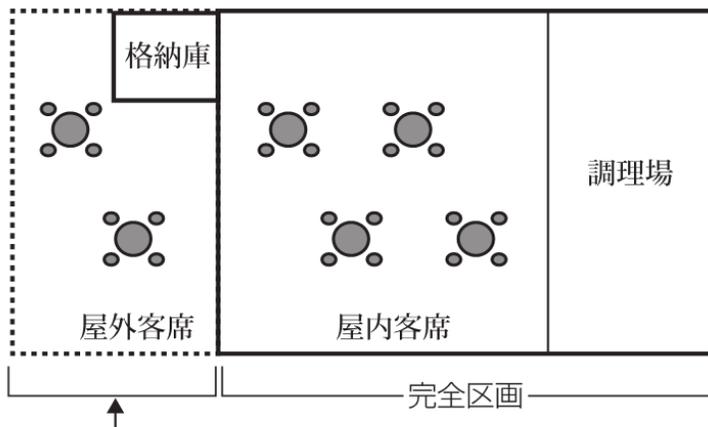
○令和3年6月の法改正前のお困り事項

屋外客席に関する取扱要綱により、車道側設置客席には店舗からのサーブ不可。

■屋外客席の設置による飲食店営業許可の概要（豊島区）

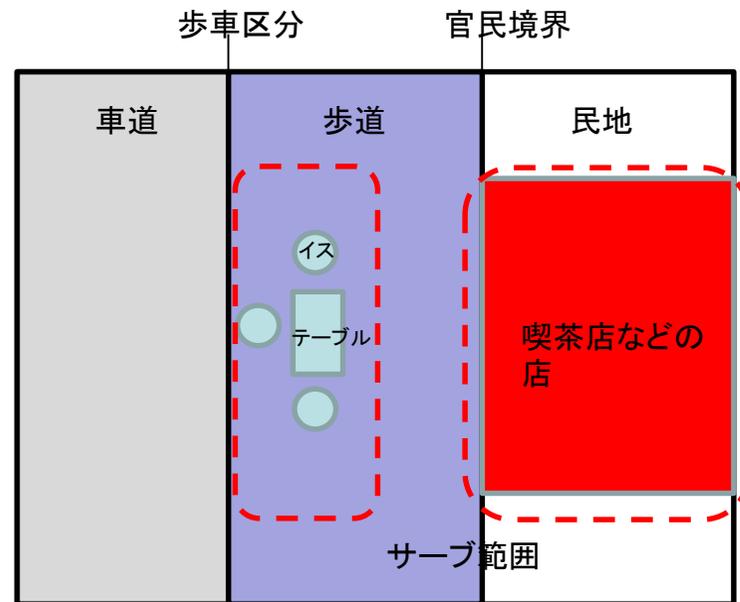
- ・豊島区では屋外に客席を設置する場合、「飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する取扱要綱」の施設基準を満たすよう求められている。
- ・屋外客席は、常に衛生的に管理できる範囲内に設置され、完全に区画された調理施設または屋内客席に隣接していることが条件付けされている。

■要綱で定めた基本の設置例



従事者の管理できる範囲内

■実現させたい設置



○解消事項

今回の法改正に伴い豊島区飲食店営業等の屋外客席に関する取扱い要綱が改正され、これまで、施設基準として義務化されていた内容が、留意事項となり、義務ではなくなったことから、制度上の課題について解消された。

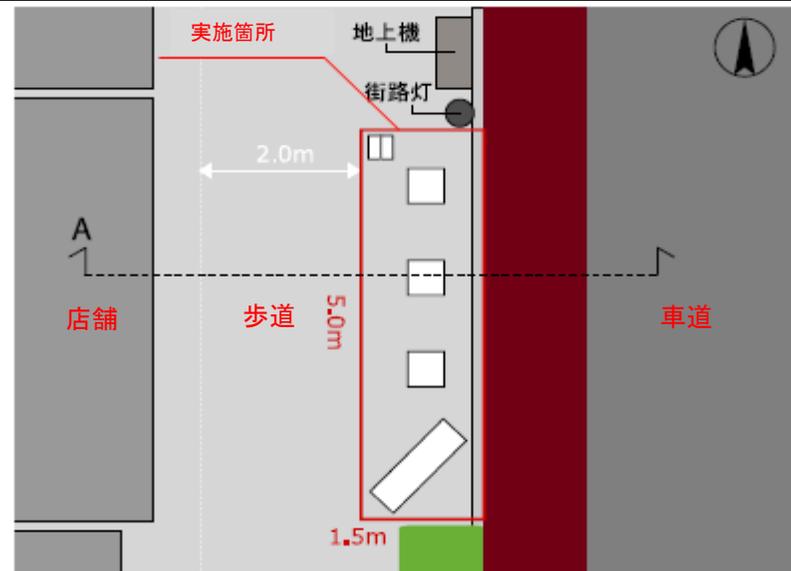
- 松本市では、コロナ占用特例を活用し、店先の歩道をテラス席などとして利用する「街場のえんがわ作戦」を令和2年8月より開始。現在では、ほこみち（歩行者利便増進道路）に移行し、9路線で、7団体（61店舗）が実施。
- 車道側にもイスやテーブルを設置することにより、テラス席利用のみならず、憩いの場として幅広く利用。



↑ テラス席を車道側に設けた事例（大名町通り） ※松本市提供



↑ テラス席設置前（大名町通り） ※松本市提供



↑ 歩道におけるテラス席設置箇所（大名町通り）

■屋外客席に関する規定（長野県）とほこみち指定

- 店舗の施設基準は、食品衛生法施行規則の参酌基準を参考に、条例に定められている。
- 条例等において、屋外客席に関する規定は定めておらず、客席を車道側に設置することが可能である。
- コロナ占用特例終了後も取組を継続するため、ほこみち（歩行者利便増進道路）に指定済み。
- なお、本事例では、ほこみち移行後の道路使用許可は、道路占用許可と同一の期間となっている。

【事例】屋外客席（テラス席）の設置：大垣市

- 大垣市において、コロナ占用特例を活用した店先の歩道をテラス席などとして利用する「まちなかテラス」を令和2年7月より実施。
- 大垣駅周辺の路上利用等により「新しい日常」に即した空間のデザインを提供し「歩きたくなるまちなか」を創出。
- 車道側にもイスやテーブルを設置することにより、飲食利用のみならず、憩いの場として幅広く利用。



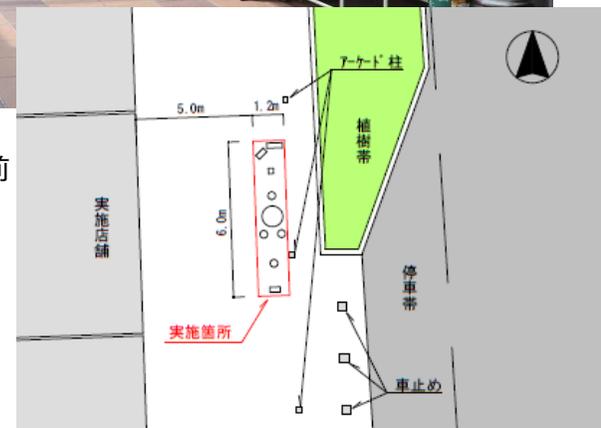
↑ テラス席を車道側に設置した事例（駅前通り） 和菓子屋の前
※大垣市提供

■屋外客席（テラス席）に関する規定（岐阜県）

- 飲食店営業を行う場合、岐阜県食品衛生条例に基づく営業許可を受ける必要がある。
- 店舗の施設基準は、食品衛生法施行規則の参酌基準を参考に、条例に定められている。※6月1日以降
- 条例等において、屋外客席に関する規定は定めておらず、客席を車道側に設置することが可能である。



↑ テラス席を車道側に設置した事例（駅前通り） 飲食店の前
※大垣市提供



↑ 歩道におけるテラス席設置箇所